

1 事業名

所沢市手数料条例の一部改正

2 事業の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。

【改正の主な概要】

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する通知カード及び個人番号カードの再交付に関する手数料を定める。
- (2) 住民基本台帳カードの発行が終了することに伴い、住民基本台帳カードの交付に関する手数料の規定について削除する。

3 他自治体の類似する政策等

法の施行に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、住民基本台帳法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第 8 2 号 所沢市手数料条例の一部を改正する条例

◎所沢市手数料条例の一部改正（第 1 条関係）

別表第 1（第 2 条関係）

手数料を徴収する事項及び区分	金額
略	
住民基本台帳法第 1 1 条の 2 第 1 項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧	2,000 円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付	500 円
略	

◎所沢市手数料条例の一部改正（第 2 条関係）

別表第 1（第 2 条関係）

手数料を徴収する事項及び区分	金額
略	
住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明書の交付	200 円
略	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）	500 円

別表第 1（第 2 条関係）

手数料を徴収する事項及び区分	金額
略	
住民基本台帳法第 1 1 条の 2 第 1 項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧	2,000 円
略	

別表第 1（第 2 条関係）

手数料を徴収する事項及び区分	金額
略	
住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明書の交付	200 円
住民基本台帳カードの交付	500 円
略	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）	500 円

以下「番号法」という。) 第7条第1項に規定する 通知カードの再交付	
番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再 交付	800円
略	

第7条第1項に規定する通知カードの再交付	
略	